

1-9 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年7月環境庁告示第46号最終改正平成12年環境庁告示第78号)

地域の類型		基準値
I	主として住居の用に供される地域	70デシベル以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下